

令和7年度（2025年度）

熊本市国民保護協議会

議事・報告案件 資料

第 1 号議案

熊本市国民保護計画の変更について

1 熊本市国民保護計画とは

本計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年9月17日施行）に基づき、本市の区域において生じた武力攻撃事態等から住民の生命、身体及び財産を保護し、住民等の生活への影響が最小となるよう、住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等、本市における国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的として平成19年3月に策定。

2 変更項目

中期的な訓練の計画に関する考え方と避難実施要領パターンにおける複数の典型的な避難パターン区分を明記、「避難行動要支援者制度」への統合に伴う語句変更、熊本市地域防災計画との整合等、所要の変更を行うもの。

章	項目	内容
第2章 平素からの備えや予防	○ 市における訓練の実施	○ 中期的な訓練順次を確立するとともに、年度の訓練を計画する。
	○ 避難実施要領のパターンの作成	○ 典型的な避難パターン区分を整理し、以下の5項目を記載する。 1 屋内避難 2 局地避難 3 広域避難 4 域外避難 5 対NBC避難
第3章 武力攻撃事態等への対処	○ 総合調整室の事務分掌	○ 地域防災計画における総合調整室との整合を図る。
全般	○ 文言修正 等	○ 要配慮者に対する支援制度を「避難行動要支援者制度」に統合することに伴い、語句を統一する。

※ 詳細については別冊1を参照

3 今後のスケジュール

令和7年6月に熊本県知事の承認を経た後、熊本市議会に報告し公表

報告案件（１）

熊本市国民保護計画に基づく取組状況について

緊急一時避難施設の指定拡大

1 緊急一時避難施設とは

国民保護法第148条に基づき指定される避難施設のうち、
『爆風からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する観点から、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮する』
として、内閣官房より指定を推進されているもの。

2 指定拡大の取り組み状況

令和6年度（2024年度）

○ 緊急一時避難施設の指定状況 229施設 ⇒ 233施設（うち地下施設：9施設 ⇒ 11施設）

令和7年度（2025年度）

○ 緊急一時避難施設のさらなる指定拡大に向け、県と連携し取組を継続

報告案件（2）

国の指針に基づく熊本市の取組状況について

1 沖縄県からの住民避難に関する取り組み

令和2年度までは、大規模テロ対策が国民保護に関する国の取り組みの中心であったが、令和3年度以降の国民保護訓練から広域避難の検討が進み、全国で順次進められることとなった。

沖縄県については、国民保護法第32条に基づく「国民の保護に関する基本指針」において、沖縄県の島外避難の適切な実施のための体制づくりに資するよう、国が特段の配慮をすることが必要とされている。

令和6年度からは、訓練上の一つの想定として、国のモデルにより避難先に設定された九州・山口各県において、沖縄県の避難住民の受入に係る検討に取り組むことになり、熊本県においては熊本市を含む5市町で受入れの検討を行うこととなった。

2 住民避難・受入れの検討状況

令和6年度（2024年度）

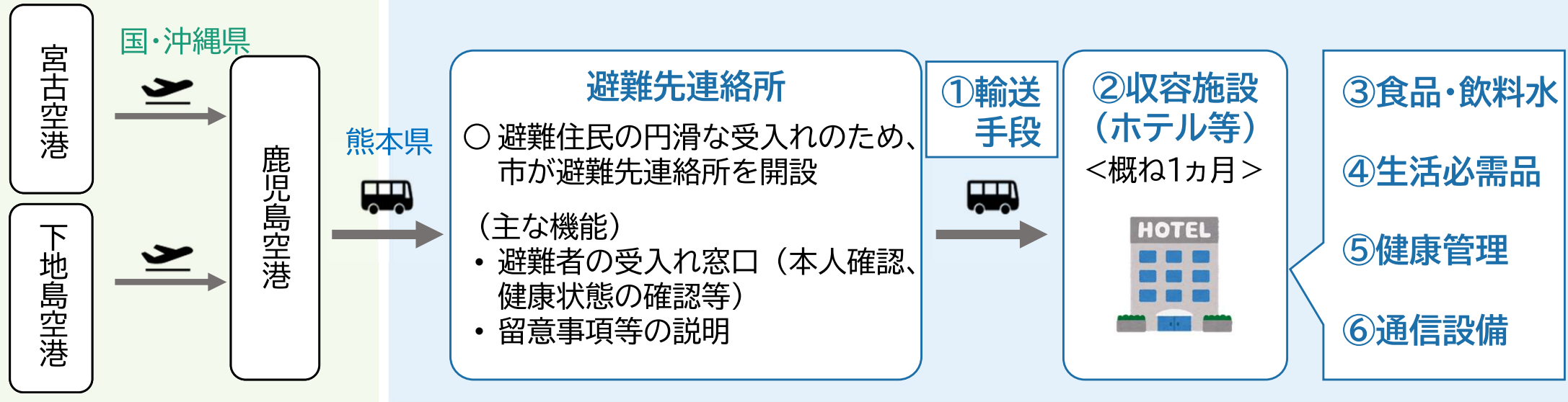
○ 県や関係団体等との連携のもと、避難当初の約1か月間において必要となる事務や調整事項を検討し、「沖縄県からの避難住民受入に係る初期的な計画」を作成した。

令和7年度（2025年度）

○ 国の方針のもと、県や関係団体等との連携を通じ、令和6年度に作成した計画のさらなる具体化や避難の中長期化を見据えた検討を行うこととなっている。

避難元地域(沖縄県)

避難先地域(熊本市)



①輸送手段の確保

- 避難先連絡所から収容施設（ホテル等）までは貸切バスで輸送

②収容施設（ホテル等）の供与

- ホテル等での受入れを基本とする
- ※ ホテル・旅館については、全室空室であると仮定

③食品・飲料水の調達・提供

- ホテル等での食事の提供を基本とする
- ホテル等での食事の提供ができない場合、市が弁当等を手配

④生活必需品の調達・提供

- 災害時応援協定締結企業等に要請し調達
- 調達した物資は、市物資集積センターに集積し、避難住民のニーズに応じてホテル等へ配送

⑤避難者の健康管理

- ホテル等に保健師を派遣し、避難住民の健康管理を実施
- 近隣の医療機関等の情報を提供するなど受診支援を実施

⑥通信設備の提供

- ホテル等で整備されている通信設備（Wi-Fi）を利用することを基本とする
- 必要に応じて通信環境を整備